

第13回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月5日（金）午後1時28分から午後3時07分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（24人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
14番	戸 塚 英 子	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（1人） 13番 天 田 晃

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	荒 木 聡
係長	石 井 孝 磨
係長	渡 邊 喬 丈
主査	清 水 賢太郎
主査	矢 島 賢 一
主任主事	飯 塚 淳
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	大 川 哲 夫

6 職務のため出席した榛名支所産業観光課職員

係長

志 村 雅 之

主任主事

清 水 成 美

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
- 日程第7 議案第6号 調査班長及び副班長の互選について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第12 申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、第13回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いします。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、これより13回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者は議席番号13番、天田晃委員から欠席との連絡がございましたので、本日の出席委員は全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、指名いたします。議席番号1番、清水静枝委員並びに25番、金井政明委員の両名を指名いたします。また、書記には、事務局の石井係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどをお願いいたします。

それでは、議案のほうへ入ります。

まず、第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和6年4月22日許可、高農委指令第1006号でございました。取消しの理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約内容は売買でございまして、平成28年4月6日許可、高農委指令第11号でございました。取消しの理由につきましては、譲受人の都合により妻名義で許可を取り直ししたいためとのこととございます。なお、許可取消し後の3条許可申請、議案書9ページ、議案第2号ナンバー18が提出されております。

以上、農地法の規定による許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。2件ですけれども、どうですか。質問等なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、榛名支所産業観光課より説明をさせていただきます。

○榛名支所産業観光課

それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。営農類型は、露地野菜、ナス、神戸町にて農地、約10アールを購入し、営農を開始する申請となります。申請人につきましては、令和6年5月21日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯野利貞農業委員、清水茂樹農地利用最適化推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、こちらが詳細な営農計画書になります。栽培作目は、露地ナスのみ。1年目から5年目までの今回の耕作地になります。令和6年分については、従来どおりに他の作目も定植しておりますので、ナスとしての作付面積は1アール程度となっておりますが、2年目

以降はナスの作付面積を増やす予定です。従事者については、基本的に1人で従事しますが、家族も手伝える旨、聞いております。

続きまして、資料3枚目の就農相談会開催申込書です。1の就農の動機です。会社退職後、主に自家消費を主として野菜の栽培を行っていた。今回申請箇所では本格的に野菜を作り、販売目的で耕作したいとのことでございます。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、将来的にはナスを中心に農協などに出荷し、季節感のある安全安心な野菜の販売を目的として取り組んでいきたいと計画しております。

3の職歴及び農業経験でございますが、農業における実務経験は20年を超え、必要な技術の大部分は既に習得しております。出身も農家であり、会社退職後、約23年にわたりナスやキュウリ、トマト、ショウガ、ネギ等の栽培を行っており、今後も不明な点や新たな技術が必要となった場合は、農業関係者からの助言を仰ぎながら継続的に学びを深めていく旨、聞いております。

続きまして、順番が前後いたしますが、最後のページについておりますのが、位置図です。太線で囲んだ箇所が今回の購入予定地となります。所有者との事前打合せは完了し、売買の契約を予定しております。購入予定地の間に別の土地がございますが、こちらは水路となっております。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま新規就農に関しての説明がございました。

それでは、続きまして、就農相談会に出席された飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 議席番号22番、飯野です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は、申請者に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農業の経験はどの程度ありますか。

回答 今回購入している農地において、自家消費分ではありますが、20年程度作付をしてきました。これまでナスやキュウリ、ショウガ等、野菜全般を作ってきました。

質問2 販売先はどちらを予定していますか。

回答 農協への出荷を考えています。私自身出荷の経験はありませんが、実家が農家で兄が農協へ出荷しているので相談に乗ってもらえると思います。

質問3 一人でも対応できる収量だと思いますが、忙しいときなどに手伝ってくれる人はいますか。

回答 妻と会社員の子供がいます。もしものときは手伝ってもらえることになっています。

質問4 営農に必要な機械等ほどの程度持っていますか。

回答 苗種の耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。営農に当たり追加で機材を購入する予定はありません。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま飯野利貞委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたら、お願いいたします。

それで、今年、令和6年度が1アール栽培するということになっているのです。もう植わっている。

○榛名支所産業観光課 もうやっています。

○会長 植わっていますよね。

○榛名支所産業観光課 はい。

○会長 1アールで、来年から8アール。10アールってあるけれども、一番最後のページのこの地図の端のところが2アールあるわけ。そこまで入れて10アールということ。

○榛名支所産業観光課 全部で2筆、合計です。

○会長 2筆ね。

○榛名支所産業観光課 はい。

○会長 この右のところは何するって言ったのだっけね、ここは。

○榛名支所産業観光課 この右の小さいほうは資材とか少し置いたりとかの関係で、作付はこちらの辺りにはしないと。

○会長 それで8アールということね。

○榛名支所産業観光課 はい。

○会長 そういことだそうです。年齢的にもちょっと高齢なので大変ね。夏の収穫は大変ですよ、ナスは。それで、奥さんが少しはお手伝いするの。

○榛名支所産業観光課 忙しいときには手伝えるということを知っています。

○会長 はい。体壊さないように、もう78だからね。普通なら引退しているときのだけれども、少しでも、そうやって耕作してくれる人がいればありがたいのですけれども。

皆さんのほうからどうですか。なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は交換、自宅敷地に隣接する申請地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー3が提出されております。

3番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し効率的に耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきのナンバー2が提出されております。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

10番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和9年6月21日」と記載がありますが、こちらを「令和7年6月21日」に訂正をお願いいたします。

こちらは、先日の北部事前協議にて圃場にブルーベリーの本数が少なく、営農状況が芳しくないことから今回は3年更新ではなく、1年更新でブルーベリーの植え足しの状況や農業委員会の指導に従っているかどうかを見てから今後の方針の判断をしたらどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議をしていただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和6年6月22日から令和7年6月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書13ページ、議案第4号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明をさせていただきます。

11番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請

でございます。

12番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は遺贈、亡き所有者の遺言に従い申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は売買、養豚業を営んでいるが飼料の自給のために申請地を買い受けたという申請でございます。

18番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が提出されております。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は17件でございます。なお、この17件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ただいまナンバー2からナンバー18までの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等、お受けいたします。

この中で、ナンバー10が5条のほうで、また皆さんから質問等お受けいたします。

どうですか、質問。今回、遺贈というのが出てきました。あんまり多く出てこないのですけども。遺言で誰かにあげるって言い残したのでしょうか。どうでしょう、質問がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番と2番は申請者が同一の関連案件であり、申請の理由以降が同様でございますので、一部省略して説明をさせていただきます。

1番 林業を営んでいるが植林用地として使用したいという植林用地の申請でございます。

2番 申請の理由以降は、1番と同様でございます。

3番 植林用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため正したいという植林用地の申請でございます。

4番 車庫及び駐車場として貸し付けている申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため正したいという車庫及び貸露天駐車場の申請でございます。

5番 入居の需要が見込まれる申請地に共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、お願いいたします。

この中で3番が3,000平米以上ということなので、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取する議案となっております。今回植林用地というのが随分出てきましたけれども、この3番の植林用地として使用している申請、いつ頃植林用地みたいになっていたのか。

○事務局 譲受人の方が平成10年に相続にて取得した場所になるのですが、もうその当時からヒノキが植えられておりまして……

○会長 では、その前からか。

○事務局 その前からの山林というような扱いだったということで伺っております。

○会長 その前の人が畑に植えてしまったのだね。

どうでしょう、皆さんのほうから質問等なければ、3番を農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 その案件以外についても、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、

もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらにつきましても、先ほど3条のところで説明させていただいたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を「令和9年6月21日」から「令和7年6月21日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年6月22日から令和7年6月21日までの1年間でございます。

なお、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー10の3条の地上権設定が関連案件でございます。また、本案件は、本来であれば先月の申請で更新手続を行うべきものでしたが、申請が遅れてしまったため始末書が添付されております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が案内図でございます。図面中央の赤字で申請地と記載されている箇所が申請地でございます。公民館から東に240メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている部分を右上にして開いて御覧ください。赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側が公衆用道路、西側と南側が畑及び山林、東側が山林でございます。

1枚おめくりください。3枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている部分を左上にして開いて御覧ください。更新の申請になりますので、現地は既にこの図面のとおり、パネルが設置されております。架台支柱が92本、パネルの枚数が240枚設置されており、周囲にはフェンスが設置されております。

1枚おめくりください。4枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は2メートル、最高地上高は3.37メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

1枚おめくりください。5枚目以降が営農計画書でございます。下部の農地の面積は、1,380平米でございます。こちらの農地の営農者は、オに該当する方であり、許可期間は最大で3年間となります。営農者の農作業経験は40年あり、作付予定の作目に関しては3年の農作業経験がございます。

裏面を御覧ください。2の栽培計画でございますが、引き続きブルーベリーを栽培する計画でございます。作付面積は1,380平米、現在の樹高は約80センチメートルであると伺っております。4年目以降は記載されている計画のとおりとのことでございます。

次のページに行ってくださいまして、営農に必要な農作業期間でございますが、4年目以降を御覧ください。年間を通じて追肥、除草、剪定を行い、11月、12月で植え替え作業を行うと伺っております。5年目からは収穫も行う予定とのことでございます。

裏面を御覧ください。続きまして、利用する農業機械でございますが、トラクター、軽トラックを利用すると伺っております。農作業に従事する者につきましては2名となります。下部の農地における単収見込み等ですが、ブルーベリーの平均的な単収は10アール当たり267キログラムであり、本申請地における収量は10アール当たり267キログラムを見込んでおり、計画どおりの収穫であれば、平均的な単収の100%となる予定でございます。なお、こちらの平均単収については、平成30年度の農林水産省生産実態調査の数値となります。

次のページに行ってくださいまして、生育に適した日照量の確保につきましては、ブルーベリーは半陰性であり、パネル下部の日照条件でも散乱光を含む太陽光にて生育は十分に可能であり、適度な遮光によって葉枯れを防ぐなどの効果も期待できるため栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2メートル、最高地上高3.37メートル、間隔3メートルでございますが、作業を効率的に行う上での通常必要となる空間及び生育後の収穫時の作業空間につきましても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見書でございますが、2の所見欄を御覧ください。設備的には問題はないとのことですが、水不足や管理不足により苗の成長が芳しくないため、ポット栽培への切り替えを提案しているとのことでございます。その他の記載事項につきましては、ご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、この後、調査報告です。今回4班、調査班長、山田委員です。では、山田班長さんから報告をお願いします。

○12番山田委員 事前調査報告、第4班班長、山田孝夫。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農を補助している法人の代表者1名の出席でした。

質問1 栽培されているブルーベリーの本数が少ないように見受けられました。当初はどれくらい植えたのですか。

回答 最初に140本の苗木を植えましたが、水はけが悪く、根腐れを起こしてしまいました。また、枯れてしまったものや草刈りの際に切ってしまったものもあると思います。その後、50本ほど

植え足しも行っていますが、植える場所によって育ちがよくないのが現状です。今年の9月から10月にかけて植え足しを行う予定です。

質問2、水はけが悪いとのことですが、土壌がブルーベリーには適していない土地だと思います。作目変更を含めて考えたほうがよいのではないですか。

回答 土壌が合っていない可能性はあると思います。植え替えの際に対策は講じますが、ブルーベリーがうまくいかないようであれば、作目変更しなくてはいけないと考えています。

質問3 作目変更をする際は、どのような作目を考えていますか。

回答 圃場には「フキ」が自生しているのでフキの栽培が適していると思います。また、隣の圃場では「ワラビ」を栽培しているので、「ワラビ」も適しているのではないかと考えています。

質問4 植え替えの際の対策ですが、ピートモスは入れていますか。また、肥料が足りていないように思いますが、肥料は入れていますか。

回答 最初に植えた際にもピートモスは入れています。今回の植え替えの際もピートモスは入れる予定です。肥料については入れています、足りていないようであれば増やすことも考えたいと思います。

質問5 ほかに対策として何かお考えですか。

回答 別の圃場での実験ですが、白のマルチを張った圃場では生育がよくなりました。この圃場にも取り入れたいと考えております。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

今、調査報告でいろいろ質問、それに対しての返答を報告していただきましたけれども。ほとんど、140本植えたなんて最初、それにしても残っている本数があんまりにも少なかったのでもっと驚いたのですけれども。草刈り機、草刈りするときにも切ってしまったって、ちょっと雑な仕事をするなんて思ったのですけれども、一番の原因は何でこんなに本数残らなかったのか、その原因究明するのも必要だと思うのですけれども。大体ブルーベリーというのは、あまりにも寒いところはどのようなでしょう。ちょっと分かる人は。あの辺まで行くと結構冬場寒いよね、あそこは。寒さに対しての耐寒性というのはどういうのだろう。駄目だったら、ほかのものを植えてもらおうし。あまりブルーベリーに詳しい人はいないのかな。

では、お願いします。

○24番設楽委員 24番、設楽です。多分暖かい地方のブルーベリーを植えたのではないかな。

○会長 そういうのもある。

○24番設楽委員 ポットを張って、北海道なんかでもちゃんとできているブルーベリーありますし、いろんな種類が今出ていますので、この辺で平地で取れるようなやつだと寒いところだと駄目かもしれないです。

○会長 あそこまで行くと結構気温が低いのです。それも、この間来た、あの業者に聞いてみればいいのだけれども。あれだけ本数がないということは、この間の、あの4班の聞き取り調査のときもいろいろこういうものを植えてはどうですか、アドバイスしたのですけれども。できれば、ほかのもののほうがいいと思うのです。管理するっていったって、毎日、あのすぐそばにいてではなくて、どこだったっけ。箕郷、どこだったっけ、営業所は。

○事務局 営業所自体は太田にございまして、従業員で渋川の方が倉渕のほうには出て行って作業をしているとおっしゃっていました。

○会長 だから、管理もきちんと行き届かない面もある。離れているから。やっぱりあれですよ、すぐ近くにあって、毎日ちょっと観察ではないけれども、どうかななんて、そのぐらいの管理できるぐらいの近さにいけばいいのだけれども。だから、できれば、もうちょっと手のかからないものでも植えればどうかななんて思うのです。とにかく、いろいろちょっと今度営農型太陽光に関する改正ということでちょっと厳しくなって、あまりにもひどい場合には何年というのを短くしたり、本当にひどい場合更新をさせない、そういう例もありますけれども。これからそういうのが出てくると思います。

そうすれば、先ほど事務局から1年、きちんとやっていれば3年の更新ってわけなのですからけれども、そちらを管理業者に1年ということで報告してあるわけですね。

○事務局 はい。

○会長 そうすれば、1年であれですか、また更新ということで。今度何を植えるか、それを早めにとちょっと確認をして、その後の更新時期をまた決めるということで、そういうことで進めてよろしいですか。そういうことで許可相当とするのですけれども。

○25番金井委員 いいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、一応現地に私も行ってきたのですけれども、あの状況を見ると1年後もちょっと難しいような感じがするのです。だから、許可してやって、それで1年後やって、やっても同じような状態になるような可能性が強いなと思ったのですけれども、業者の方がいろいろ一生懸命やるという話なので、1年だけ様子見るかという手もあるかなというところなんです。

○会長 ただ、何を植えるかというのは早く知りたいよね。

○25番金井委員 そうですね。

○会長 それを、だから、事務局、何を植えるというのをまだ本人から話あって。

○事務局 ブルーベリーを。

○会長 またブルーベリー。

○事務局 またブルーベリーやるって本人さんおっしゃってまして。それで、恐らくこの後の指導としますと、植え替えの様子を見させていただいて、1年後の更新のときに今年と同じような状況であれば、その時点で作目を変更してくれということで、農業委員会として、そこで作目の変更を依頼するのかなというところで考えてはいたのですけれども。

○会長 今、話が出た、寒いところでも育つ、収穫できるブルーベリーがあるということも、ちょっとその話の中で付け加えて話ししてもらおうのだな。

○事務局 先ほどご説明した、こちらの農地法第5条許可申請ナンバー1の審議資料の営農型太陽光発電の設備における下部の農地における営農への影響の見込みという、後ろから2ページ目になるのですけれども、そちらの1番、一応耐寒性のブルーベリーを植えているということでは書かれていますので……

○会長 そうか。

○事務局 ちょっとそちらのほうは、もう一度再度こちらのほうで確認して、寒さに強い品種を植えるように指導はしていきたいと考えております。

○会長 では、耐寒性のある品種植えてあるのかな。

○20番西山委員 この管理をしている人というのは、どのぐらい間隔で来ているのか、その太田なんて。だから、この計画書を見ると、知見を有する者についてとかというので、非常にこの人から指導を受けているようなことが書いてあって、それで、2番の知見を有する者の本事業についての所見というのを見ても、失敗したというか、あんまり成績がよくないので、今度はポット栽培への切り替えを提案し、再度、苗の植え直しを提案しているとかって書いてあるけれども、あまり来ないので……

○会長 駄目だ。

○20番西山委員 ポットだったら、なおさら駄目だろう。

○会長 駄目なの。

○20番西山委員 乾いてしまっって。

○会長 そうなの。やっぱり管理する人が目と鼻の先ぐらいにいないければ、毎日見られるようなところで管理しなければ、とてもではないけれどもポットは無理だし。あとは、草刈り機で刈らないように気をつけてもらうしかない。本当だよ。ちょっと気をつけてやってもらうのだと思うけれども。ただ植えました、これでいいでしょうということでは困るから。

そうすれば、まとめるかな。では、そういうことで、また、耐寒性のを植えるというから、取りあえず植えてみて、1年たって、また報告、現地を見て報告して、また更新を、期間を考えましょう。

そうすれば、1年ということによろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、1年更新ということで許可相当といたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、一括説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、近隣で自動車整備業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を買い受けて新たに自動車整備所を建築したいという店舗の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は使用貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないこ

とが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、近隣で太陽光発電設備設置工事を行っているが申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年8月1日から令和6年11月30日までの約4か月間の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、現在使用している施設が老朽化しているため申請地を借り受けて農産物処理施設を建て替えたいという農産物処理施設及び露天駐車場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は賃貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて仮設事務所及び駐車場として使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和6年7月22日から令和6年10月22日までの約3か月間の申請でございます。

25番 契約内容は売買、現在の店舗兼自宅が河川整備工事により収用されるため申請地を買い受けて店舗併用住宅を建築したいという店舗併用住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、法人で農業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、妻の実家近くの中古住宅を購入するに当たり申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り

受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の兄より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

31番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は売買、自宅敷地が手狭なため申請地を買い受けて使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番から38番ですが、同一事業における一体利用地の関連案件でございまして、契約の内容欄以降が同様の内容でございますので、説明を一部省略させていただきます。

36番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

37番 契約の内容以降は36番と同様でございます。

38番 契約の内容以降は36番、37番と同様でございます。

39番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和6年7月23日から令和9年7月22日までの3年間でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。原野と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は39件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の一括説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等ございましたらお受けいたします。

一番最後の40が3,000平米以上ということなので、これは農業委員会ネットワーク機構、常設審議委員会なのですけれども、意見聴取するわけですけれども、それ以外、今回黒土採取というのが

出てきたのですけれども、飯野委員、質問はございませんね。

○22番飯野委員 ちょっと説明させて。せっかくなので、振ってもらったので。

本当になったとき、上の問題がありまして、いろいろ質問させてもらいました。しかしながら、その当時の業者さんによってもいろんな採取な仕方があって、私も強く言っていたのが、「申請どおりにしてくださいよ」ということでいろいろ言っていたのですけれども、そのとおりに最近はやっている業者が、我が区の方ですね。それで、この転用期間は3年って言いますけれども、許可は出ていますけれども、半年ぐらいでほとんど済んでいます。ただ、黒土だけ取っているからどんどん運び出して、また農地として復元してやっているので……

○会長 復元するのに半年ぐらいで済んでいる。

○22番飯野委員 ええ、完了しています。

○会長 この業者は。

○22番飯野委員 ええ。今まで、だから、こう。それで、面積もせいぜい2,000平米とか1,000平米ぐらいが多いですし、ここの案件も、もともと梅の木があって、そこを古木があって、それで、もう年を取っていて耕作できないということで地上の黒土を売って、その古木も片づけてくれるので、農地として大変助かるとかという話になっています。そんなのが最近の状況です。よろしいですか。

○会長 この3年間というのはあれですよ、3年の間に注文があった黒土採取して持っていくというあれなのでしょうね。一時的にどこかに保管しておくとか、そういうのではないのだろう。これは。3年、これだけの長い期間ということは。

○事務局 以前、代理人の方になられるのですけれども、お伺いしたいところ、基本的には注文が入って、その分を掘り出して売るといような形を取っているので3年間の期間が必要だということでおっしゃってありました。

○会長 そうだね。

○事務局 例えば注文が多くくれば、その時点で3年たたずに事業が完了するということもあるというところで伺っております。

○会長 そういうことだそうです。

○22番飯野委員 その辺は、よく業者さんとも話しているので。先ほど話戻しますけれども、3年間目いっぱい使っていて、面積も一番問題になっていたのが約7,000平米の案件もありました。それが3年間丸々使っていて、掘っているのを見て、石なんか、また残土を入れていて、5メートルも掘って、5メートル下、黒土ないのですよね。それでも掘っているのですけれども。そこで先ほど言ったように、黒土採取という申請なのだから、5メートル掘る必要はないわけだと思っているので、私たちもそのとき言っていたのです。前の係長さんと我々こう一緒に見てもらったのです。測ったら4メートル、5メートルもあるのです。それでも……それが是正されるようになったということです。期間も、今言うように、だから、需要はやっぱり業者によって、この業者さんがやっぱ

りそういう仕事をしているので、結構需要があるので、次から次へ、もう見つけて申請しているということです。前のと様子がちょっと変わってきたなと自分では思っています。それなので、質問という言葉が使ったわけなのですけれども。

○会長 黒土採取に関しては、それでよしとして、この40番の一番最後の太陽光発電、これは3,000平米以上なのですけれども、地元の委員さん別にこれは設置しても、今後、大雨だとかそういう、あとフェンスだとか近隣に対して影響があるかないか、それだけちょっとお聞かせ、していきたいのですけれども。よろしいでしょうか、地元の委員。地元、誰が委員になるのかな。

○22番飯野委員 久留馬だと私なのですけれども。ちょっとよく分からないですよ、実は。

○会長 よく分からない。

○22番飯野委員 はい。

○会長 大体事務局で回って……

○22番飯野委員 場所は見えていますけれども、内容についてはよく分からない。出たてのやつですから。

○会長 これは、県のほうへ意見聴取するということで、係長が行くのですけれども、ほかの市町村の会長からいろいろ質問出ると思うので、ある程度地元の人が分かればと思ったのですけれども。参考のために。大体分かっていれば。

○22番飯野委員 場所は分かっています。

○会長 周りはどうにするって言ったっけ。

○事務局 周りはフェンス設置が義務になりますので、この案件の場合は。

○会長 そうだね。

○事務局 フェンスを設置いたしまして、一応南側に傾斜があるような土地になっていますので、一番南側の箇所に貯水池を設けまして、そこで雨水をためて、そこから自然に浸透するように処理をするということで伺っております。また、開発の事前協議もかかっておりますので、開発のほうとも調整しながら、恐らくこの形で大丈夫なのではないかということでは聞いております。

○20番西山委員 これは、地元説明会というのやっているの。

○事務局 そこまでは多分求められてはいないのだと思います。

○20番西山委員 今、俺んちのほうなんか出ると、区長会が審議するのだよ。それで、きちんと区長会で説明をしてからではないと、なかなか。区長会が結構シビアな意見を言うので、3,000平米だから、区長会なんかはどんな対応しているのかなとは思っただけけれども。

○会長 その地区、地区で随分対応が違うのだと思うのだ。できれば、その町内で説明して、今後のいろいろ被害だ何だ出ることも、いろいろそういうことも考えながら地元にも了解を得る。それが一番お互い納得し合って設置するのが一番いいと思うのですけれども。後のことを考えると。

○20番西山委員 1ついいですか。21番で農産物処理施設って書いてあるのですけれども、主な農産

物というのは何か聞いていますか。

○会長 これは、中村さんに聞く。

○2番中村委員 いや、私はもう引退しているから。

○会長 そうすると、事務局か。

○2番中村委員 これは、感じからいくと。では、私が言いましょうか。感じとしては、話が。いいですか、メンバーのほうで。2番の中村ですが、農協が、今、高崎市農協においては、支店再編をしているところでございます。それで、このところには京ヶ島管内であるのですが、ここに統合支店を造る予定です。京ヶ島、滝川、岩鼻等。それで、この今隣接している農産物の農協の施設があるのですけれども、老朽化しているというところで、その隣接地を購入しようという話があったのですが、購入ではなくて、これは賃貸のようで。

○20番西山委員 だから、その農産物の「処理施設」って書いてあるから、主な農産物は何ですかって聞いた。例えば麦だとか、タマネギだとか。

○2番中村委員 そうです、麦の貯蔵庫、併せて、あとは全部ではないのですが、荷受けする場所です。

○20番西山委員 処理する、カントリーではないのだろう。

○2番中村委員 それで、それを冷凍庫等があるのです。というところです。

○20番西山委員 だって、農産物を処理するのだから。麦だよ。そう。

○2番中村委員 だから、麦を貯蔵ですよね。処理というところまではっていないような。言葉ではこうなっていますが、ちょっと違うのかなという、そんな感じです。

○会長 では、事務局、説明をお願いします。

○事務局 今回、農産物処理施設ということで申請が提出されておりますが、こちらが場所が調整区域になりますので、通常の倉庫だと開発許可が下りませんので、開発の許可基準の中に、この農産物処理施設というものであれば、許可の申請が見込まれるということで、こういった名称で申請が上がったという形なのですけれども。

○10番信澤委員 10番、信澤です。多分これは東部集荷場のところですよ。そうですね。老朽化というか。多分、野菜の集荷施設なのです。多分そこが老朽化していて、そこで主に出るのはタマネギだったり、チンゲンサイだったり、地域で栽培している野菜の集荷場。

○会長 野菜センターの。

○10番信澤委員 だから、多分中村さん、違った、麦なんかではないのだと。野菜の集荷場だと思います。だから、そこに、あと本店とか、いろいろな施設を造る予定です。

○20番西山委員 予冷库なんかも併設するというから。

○10番信澤委員 そう、予冷库もあります。真空の予冷库が今あって、多分それも老朽化しているので、新しく造る。だから、主には野菜です。地域で作っている。自分もちょっと出していますけれ

ども。そんなところです。

○会長 市場へ出すまで、各農家のそこで一回持ってきて……

○20番西山委員 予冷かけたり何だり。

○会長 集荷場みたいなので、またそこで保冷库があつて。予冷库か。

○20番西山委員 はい、予冷库だね。

○会長 そういう建物だそうです。

そうすれば、ほかに質問等なければ、ナンバー40は農業委員会ネットワーク機構に意見聴取、これは許可相当として意見聴取するわけですが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そのほかの議案に対しても許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、5条が終わったので、議案第5号です。

それでは、議案5号に移ります。

議案第5号 高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてということで、高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任申出について、農業委員会等に関する法律第23条に基づき、同意を求めます。

皆さんの同意を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 高崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について。

農地利用最適化推進委員の石井多加志委員から、6月12日付で体調不良により委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものです。

なお、後任の委員の選任につきましては、石井委員の担当区域が高崎市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規定に定める榛名地域の室田区域であるため、後任の委員につきましては、担当区域を室田区域と指定し公募することとなります。また、スケジュール的には規定により約1か月の公募期間を設ける必要があるため、最短で8月上旬から公募を開始し、9月下旬に評価委員会を開催し、10月の農業委員会の総会で決定する予定となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から説明がございました。皆さんも、決して若くないので、いつどうなるか分からないので。石井委員も気の毒だったのですけれども、ちょっと体が言うことを聞かなくなってしまったということで、あとお願いしますということで、私もそんなことをお話をいただきました。

たので。ここで、まだ2年近くあるので。7月がようやく1年終わって、3年任期の中、1年終わって、まだ残りが2年あるということで、また8月の広報高崎で募集をかけるということで進めていくわけで、その中で、皆さんから同意を求めるということなのですけれども。皆さんから異議がなければ。また、地元の中室田ですか、そこから出してもらうのですけれども、また、その近隣の委員の皆さんにもご協力をお願いして、推進委員として、この人がよろしいのではないかという人を、候補者がいたらよろしくお願いしたいと思います。

それでは、異議がなければ……異議ありますか。異議ないですね。

○全員 はい。

○会長 それでは、同意してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、同意することといたします。

それでは、続きまして、班長、副班長の互選なのですけれども、これで決めるのですけれども、そこでちょっと休憩入れます。

それでは、議案第6号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、「調査班ごとの班長及び副班長は、互選により定める」とあります。このことについて、それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 調査班長及び副班長の互選について。

資料はお配りいたしました右上に議案第6号、資料1と記載してあります「高崎市農業委員会調査班」を御覧ください。高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は、互選により選任を求めるものでございます。

なお、班長及び副班長の任期についてですが、7月20日で新しい調査班長及び副班長へ切替えとなり、1年の任期となりますのでご承知おきください。また、班長に選任されました委員さんにつきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員も兼任することになりますので、ご了承いただきたいと思います。

ここで改めまして、運営委員会の概要でございしますが、資料右上に、1ページに移りまして、議案第6号、資料2と記載してあります「高崎市農業委員会調査班設置要領」を御覧ください。こちら、裏面、2ページ目の下段のほうに記載させていただいておりますので、御覧ください。

1、目的、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図る。

2、構成、農業委員長、会長職務代理者、各調査班長、農業委員会事務局管理職。

3、任期、職務に在任する期間とする。

4、所掌事務、①総会に付議すべき条例、規程等に関する審議検討。②総会で決定された事項の推進。③関係機関団体との連絡等に関することなどとなります。

以上で説明を終了いたします。各班での選任をよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これから調査班ごとに分かれていただいて、話し合いをお願いするわけなのですが、それで決まりましたら、事務局が結果を確認に伺います。そのときご報告いただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、しばらく決まるまで休憩いたします。班ごとまとまって決めてもらうわけですが、10分か15分ぐらいで班長、副班長を決めてください。そしたら、事務局が伺いますので、よろしくお願いいたします。

では、ちょっと休憩します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより会議を再開いたします。

ただいま皆さんに相談していただいて、調査班の班長、副班長が決まったようですので、事務局で発表します。

○事務局 では、各班ごとにご協議いただいた結果は、次のとおりです。1班班長、佐藤勲委員、副班長、清水静枝委員。2班班長、信澤健治委員、副班長、飯野利貞委員。3班班長、新井元委員、副班長、浦恩城由子委員。4班班長、永井保伸委員、副班長、西山康雄委員。

ご報告は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から発表がございました。今発表のとおり、班長、副班長が各班決まったわけですが、今の発表で決定してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、1年間ですけれども、今度決まりました班長さん、また副班長さん、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、移ります。

それでは、これより申合せ事項に移りたいと思います。

それでは、申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議についてということで、事務局に説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○事務局

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議について。

それでは、申合せ決議を読み上げさせていただきます。

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申合せ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の

一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申合せ決議をする。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年7月5日、高崎市農業委員会。

以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 ただいま農業委員会の法令遵守ということで今説明がございました。この件に関して、皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

なければ、原案のとおり申合せということでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、報告事項に移ります。報告事項、第1号から第4号まで。

係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は長屋建住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか8件、合計9件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか28件、合計29件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか7件、合計8件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。25番及び26番につきましては、開発許可との兼ね合いで許可日が7月4日となったため、この2件を除きまして、

4条申請3件、5条申請33件、合計36件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年6月24日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

ほかにごございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、いいですね。

◎閉会の宣告

○会長 そうすれば、以上をもちまして第13回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時07分 閉会